

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號四第

卷二十二第

行發日一月四年五十正大

論叢

動物界の食糧問題……………教 授 川村多實二

國際課税けるに人及び證券の所在……………法學博士 神戶 正雄

勞農露國における勞働義務……………教 授 末川 博

作州の農民騷動……………經濟學士 黑 正 巖

世界經濟の成立過程……………法學士 作田 莊 一

時 論

自作農維持策としての地租免除……………法學博士 河田 嗣 郎

講 演

木綿工業經營の現状一斑……………商學士 井上 潔

雜 錄

總計豫算と純計豫算……………法學士 汐見 三 郎

妙心寺の無盡講……………經濟學士 中川與之助

京都 帝國 大學 經濟學部 紀要の 刊行 についで……………經濟學博士 本庄榮治郎

妙心寺の無盡講

中川與之助

無盡講(或は頼母子講)は、我國庶民社會の金融機關として、古くより各地に行はれしものであるが、徳川時代妙心寺に於ても、一山の寺院僧侶が之を興行したることは、嘗に口碑に傳は

るのみならず、當山の記録にも見ゆる所である。而して之に關する資料は殆ど散逸して居るが、偶、塔頭春光院に残存する「修覆講」、「二千兩講」、「互借會」、「養成講」などに關する若干の文書は、可なり無盡講としての組織を明にするに足り、然も無盡講の發達史上に興味ある事例を提示するものであると思ふ。

抑も無盡講の法律上の性質に關しては、組合説、消費貸借説、講口引受行爲説、無名契約説等があるが、^{*}之は姑く別として、之が經濟上の性質を觀るに、その目的は共濟、射倖、金融な

どに存し、その構成組織は、親無盡と親無し無盡(講元の有無による區別)との何れたるを問はず、(一)先づ一定數の講口を定めて之を引受くるものを講員となし、(二)一定の時期毎に各講口に對してある金額を支拂はしめ、(三)講員毎に抽籤入札若くは之と類似の方法を以て、(四)各講口に對して財産上の利益を給付し、(五)漸次に全講口に及ぶものである。

さて前掲資料の中、「修覆講」、「二千兩講」は普通の無盡講の類型に屬すれども、「互借會」殊に「養成講」は著しき變態を示し、共濟、射倖、金融などの性質を失つて、純然なる合理的營利組織に變化したものである。以下、これ等の講を説明したいと思ふ。

二 修覆講、二千兩講

普通の類型に屬する無盡講の資料には、「修覆講取次并當院分覺書(天保十五年壬午八月)と、「頼母子講記録」(天保十一庚子歲十一月)とがある。前者は「修覆講」の掛金の受取帳にて、前後二回分からなり、第一回は元祿十五年八月より

一同 斷
實七人ヨリ掛金八拾五兩二步三朱一
實六分一厘充
實七人ヨリ返金二百兩充

一同 斷
實六人ヨリ掛金六十六兩二步二朱二
實五分充
實八人ヨリ返金二百兩充

一同 斷
實五人ヨリ掛金四十兩充
實九人ヨリ返金二百兩充

一同 斷
實四人ヨリ掛金無之
實十人ヨリ返金二百兩充

一同 斷
實三人ヨリ掛金無之
實十一人ヨリ返金二百兩充

一同 斷
實二人ヨリ掛金無之
實十一人ヨリ返金二百兩充
實一人ヨリ返金二百兩充
實掛金無之

一同 斷
實掛金無之
實一人ヨリ返金二百兩充
實一人ヨリ返金二百兩充
實一人ヨリ返金二百兩充
實掛金無之

實滿會起掛金萬千六百六拾貳兩
右によれば、講會は「實滿會」まで十四回、講口は十四、年掛講である。而して「掛金」を観るに、「實」の額は遞減し最後の三回に至つては掛金これなく、「返金」即ち「空」は最後の三回を除く外毎回同一額である。講金の貸附額が「二千兩講」の名に背かず十一回迄毎回二千兩であるが、之に依つて觀れば講金貸附方法の決定は、

入札に非ることは明である。併し抽籤、振鬮等に依る場合と雖も、或は當會日の諸入費を控除し、或は割戻金を支拂ふなどの爲に、貸附金は必ずしも每會一定せざるを常とするが故に、「二千兩講」の組織はこの點に於て類少しとなす。且又、掛金額をとりて例へば五圓講、十圓講などの講名を呼ぶものあれども、貸附金額をとりて「二千兩講」「千兩講」「五百兩講」など呼ぶことも多く見えざる所である。之を全體的にみて「二千兩講」の組織は敢て變態とすべきものでない。

三 互借會

「互借會」の資料は「互借銀受取之通」(文化八辛末十二月)並びに「野院知事互借會割合定牒」(文久壬戌十二月)である。前者は「貳拾貫互借會」に加入せる春光院の「出銀」「返銀」の通帳にて後者は妙心寺の「野院(末寺)知事」の間に設立されし「貳拾五貫野院互借會」の規則書である。さて「互借會」がこれより以前既に寶曆年代に行はれて居た事は、同九年六月十九日一山の

正徳四年四月まで、第二回は正徳四年一月に始
り享保七年二月に終る。第一回は春光院、意泉
軒(隣花分)俊岩、南涌院、通玄院、松林庵、大
心院、長興院、如是院、自休庵、光徳軒、忠光
軒を講員とし、第二回の講員は春光、水月、意

泉、普明、俊岩、圓通、南涌、牧禪、通玄、仙
壽、松林、光國、大心、高岩、長興、慈恩、自
休、光徳、忠光、實相等にて何れも一山の寺院
僧侶である。之は「修覆講」の名の示す如く、塔

頭諸院の修覆資金融通の爲に企てられしものな
るべく、月掛講にて掛金は講口一「枚」に就き銀

二匁、貸附の順番は籤にて決せられてゐる。講
員たる諸院に對して發せられたる講會の案内狀

の雛形に、「明 日修覆講御座候故御案内之爲
如此御座候 以上春光院納所」とあるを見れ
ば、春光院がこの講の世話役なりし如く思は
る。

次に天保十一年の「頼母子講記録」は、春光院
が普請の完成と法會とに要する費用調達に窮し
て、最初「二千兩講」を企て、之が加入方を地方

檀越に依頼せるも、凶年の故に一旦斷はられし
が、更に「千兩講」案、「五百兩講」案を立て、再
三交渉せし顛末を記せるものにて、交渉の結果
は不明である。

唯、最初提案せし「二千兩講」の「仕方書」を掲げ
て、當時考案せられし無講講の一類型を考察し
たい。

一金貳千兩

拾四人ヨリ掛金百四拾貳兩三步一朱
ト二匁六分八厘充

一同 斷

實拾三人ヨリ掛金百參拾八兩壹歩三
朱ト一匁四分五厘充
空一八ヨリ返金二百兩充

一同 斷

實拾二人ヨリ掛金百三拾三兩壹歩一
朱ト一匁二分五厘充
空二八ヨリ返金二百兩充

一同 斷

實十一人ヨリ掛金百貳拾七兩一步ト
一匁三分六厘充
空三八ヨリ返金二百兩充

一同 斷

實十人ヨリ掛金百廿兩充
空四八ヨリ返金二百兩充

一同 斷

實九人ヨリ掛金百拾一兩一朱ト二匁
九分一厘六毛充
空五八ヨリ返金二百兩充

一同 斷

實八人ヨリ掛金百兩充
空六八ヨリ返金二百兩充

「衆議總評」に「近年於諸院修復資助等ト稱シ互借會興行有之過分之金銀取遣リ致シソノ様ニ相成却テ金銀損失之筋モ出來諸院難澁之趣モ相聞ニ甚以不宜ソノ間於諸院互借會向後堅ク令停止ソノ事 常住」とあるをみても知らる。但し常住からその弊を認めて禁止したる當時の「互借會」の組織は果して茲に述ぶるもの同一なりや否やは斷じ難い。さて前稿「互借銀受取之通」の劈頭に

覽

一此度於盛嶽院興行有之候貳拾貫五借會之内拾貫目分野院名前に而貴院御取次御加入被成候處實正也然ル上者左之通當辛未歲より後十三年之間山銀返銀共年々十二月廿五日限無相違野院へ向銀子御差越可被成候尤壬午歲借出番之節拾壹貫八百目是又無相違御取次御中候爲證而如件

文化八年未十二月

大通院 象海

拜普 春光院

とあり、十三年間に亘る「出銀」「返銀」額は左の如し

第二十二卷 (第四號 一六六) 七〇〇

- 辛未歲出銀 一、八百參拾參匁參分五厘
 - 壬申歲出銀 一、七百六拾六匁六分七厘
 - 癸酉歲出銀 一、七百貳拾七匁貳分七厘五毛
 - 甲戌歲出銀 一、六百八拾日
 - 乙亥歲出銀 一、六百貳拾七匁七分八厘
 - 丙子歲出銀 一、五百六拾貳匁五分
 - 丁丑歲出銀 一、四百八拾五匁貳分五厘
 - 戊寅歲出銀 一、參百八拾參匁參分參厘五毛
 - 乙卯歲出銀 一、貳百五拾目
 - 庚辰歲出銀 一、五拾目
 - 辛巳歲出銀無之
 - 壬午歲 一、拾壹貫八百目 借用番
 - 癸未歲返銀了一、壹貫目
- 「野院知事互借會」は春浦院を「講元」となし更に大雅徒弟(年番知事)聖澤院、退藏院、桂春院、鳳臺院、壽聖院、徳雲院取次、壽聖院取次、西源院、盛岳院、南浦院の各知事並びに會元取次知事、總計十三人を「連中(講員)」となす。その會則をみるに

定

- 一、金高貳拾五兩野院知事會當壬戌歲際而之御方ヨリ御持寄被成下ソノ事

一、札敷拾參枚講元壹板加入ソロ事

二、關ハ不殘初會ニ振置但し初壹會ハ講元ニ當リ、二會目ヨリ振置ヲ以年番相定置ソロ事

三、會元返金ノ儀ハ來ル癸亥歲ヨリ却後甲戌歲講會迄帳面割合之通其年當リ番之御方ニ相可申上ソロ事

四、御持寄金ノ儀ハ第二會ヨリ例年十二月廿五日限り帳面之與ニ記載有之ソロ割合之通り其年當番ノ御方へ御差出シ可被成ソロ事

五、掛ケ戻シ之儀ハ當番ノ翌年ヨリ却後甲戌歲迄帳面之與ニ致記載ソロ割合之通是又其年當番ノ御方へ無廻滯御差出シ可被成ソロ事

六、金子預り證文之儀ハ御念被入御連名之内御加判被成帳面之與ニ御記載被成ソロ御事
但シ其節御互ニ金銀出入ヲ以差次有之間取トノ御約定ニソロ

一、例年極月始メ帳面之連中へ前年當番之御方ヨリ其年當番之御方へ金子御差出可被成旨御觸可被成ソロ事
壬戌九月 日

とある。盛嶽院の「貳拾貫互借會」も、春浦院の「野院知事互借會」も同一類型に屬する如くである。之を一般の無盡講と比較するに、後者は講會毎に抽籤入札其他これと類似の方法を以て、講金の借受人及び貸附金額を定むるものなるが、互借會にては「關ハ不殘初會ニ振置但し初壹會ハ講元ニ當リ二會目ヨリ振置を以年番相定

雜纂 妙心寺の無盡講

置ソロ事」とあつて、「當番」が初會に確定し、その順番に依つて貸附が行はれるのである。この點は普通の無盡講と大いに趣を異にする。無盡講に於ける貸附の順番法はその例稀にして、池田氏は「沖繩縣の模合の一部分にのみ行はるゝものにして、他に全く例のなき所とす」と斷じてゐる。併し現在はいざ知らず過去に於ては、その例全く無しと斷するを得ぬ。猶、右の會則によれば、講金借受の手續として、「金子預り證文」を「加判」(保證人)連署の上、「帳面之與」に記載することを要する。その文言は皆同一なればその一例のみを掲げる。

預り申金子之事
一金貳拾五兩也

右者無據院要用ニ付預り申帳處實正明白也然ル上者當癸亥歲が却後甲戌歲迄元利崩二年々十二月廿五日限り帳面仕法書之通り無相違御返金可仕候仍而爲後證一札如件
文久二年癸亥十二月 預り主 春浦院知事印
加判 聖澤院知事印

拜啓
連中各院知事位

但し、無盡講に於て講金借受人が自己の債務を證明する爲に借用證書を差入るゝ事は敢て異

とすることではない。唯、「會元返金ノ儀」に就いて特に一般講員と異りたる規定あるは注意するに足る。此等に就ては次に「仕法書」を掲げて更に考究する。

一 壬戌 一金貳拾五兩	出金貳兩壹朱ト壹匁五分充會 元返金貳兩貳朱三會ヨリ七會迄壹兩參歩八會ヨリ十會迄壹兩貳歩貳朱充十一會ヨリ滿會迄壹兩貳歩充	會元
一 癸亥 斷	出金貳兩壹朱ト壹匁貳分二厘七毛五非 十一人ヨリ返金參兩充	德取次 雲澤
一 甲子 斷	出金貳兩ト壹匁八分充十八ヨリ返金參兩充	聖
一 乙丑 斷	出金壹兩三步貳朱ト二匁六分二厘五毛	會取次 元藏
一 丙寅 斷	出金壹兩三步ト三匁	退藏
一 丁卯 斷	出金壹兩貳歩貳朱ト壹匁二分八厘五毛	大雅徒弟
一 戊辰 斷	出金壹兩壹歩三朱ト壹匁五分返金貳兩參歩	西源
一 己巳 斷	出金壹兩三步ト貳匁二分七厘五毛	齋取次 聖
一 庚午 斷	出金三步貳朱	月航徒弟
一 辛未 斷	返金二兩二歩二朱	盛岳
一 同斷	出金壹歩ト二匁六分二厘五毛 返金二兩二歩二朱	南涌

一 壬申 一金貳拾六兩貳歩	出金無之 返金貳兩貳歩	鳳臺
一 癸酉	出金無之 返金貳兩貳歩	桂春
一 同貳拾九兩	出金無之 返金貳兩貳歩	德取次 雲澤
一 甲戌	出金無之 返金貳兩貳歩	
一 同參拾壹兩貳歩	返金貳兩貳歩充	

右を「二千兩講」の「仕法書」と比較するに、每講會の貸附金額が豫め一定せること、並びに最後の三回を除く外その金額が同一なること等は、全然相似し、「二千兩講」の「出金」は漸次遞減し、「返金」は同一額なるに、之に於ては「出金」も「返金」も遞減する外、大體同一類型の無盡講に屬するもの、如く見ゆれども、「互借會」に於ては貸付の順番法をとるのみならず、「出金」「返金」に就いて特に「會元」を一般「連中」より特別に取扱ひし點は著しく異なる所となす。即ち講元は管に「初壹會」の講金を借り受くるのみならず、その返済方法に就いても他の一般講員と異り、然も右「仕法書」にて觀る如く「返金」額は一般講員の分より少額となす。要するに「會元」に大なる恩典を附與せることは、此の「互借會」の特徴である。

四 養成講

「養成講」に關する資料は「養成法」(天保四癸巳十一月)と「講仕法帳」(辰十月)とである。前者は春光院の檀越なる伊勢龜山藩主石川家の祖廟建設資金養成の目的を以て、春光院と龜山藩士との間に設立せられし「養成講」の「懸銀」「渡銀」の額を記せるもの、後者は年代不明なれども前者と全くその類型を同くしてゐる。「養成講」は然し乍ら天保年度に始めて企てられたものでない。春光院文書に次の如きものがある。

養成講定證文之事

當丑年々養成講相企度貴院江御頼申候處格別之御深切を以貴院別帳御印書之通御加入被下忝致承知候然ル上は口口致由京及御願談御談定書之通聊相遠無之候爲後證仍而如件

文化十四丁丑十一月

- 小楠三次郎
- 原濟二郎
- 山本新郎
- 奉行勘定所
- 堀池六太夫
- 酒井完治
- 三野源太夫
- 中川七郎

右によれば養成講は文化十四年に即ち天保四年よりは十六年も以前に企てられてゐる。故にこゝに述ぶる「仕法」は第一回のもではない。さて「養成講」の目的が資金の養成蓄積にあるこ

とは既に述べし如くなるが、その方法をみるに講會は十五回より成り、最初の八回は講員が年々「懸銀」をなすのみにて貸附をなさない。第九會より「懸銀」はなく少額宛遞増的に逐年元利を返済される。先づ「懸銀」と「渡銀」の額をみるに「養成法」によれば次の如し

一口分懸銀		一口分渡銀	
巳初會	百 目	丑	九會 貳匁五分
午二會	九 拾 目	寅	十會 七匁五分
未三會	七 拾 貳 目	卯	十一會 拾貳匁五分
申四會	五 拾 目 四分	辰	十二會 拾七匁五分
酉五會	三 拾 目 貳 分 四 厘	巳	十三會 貳拾貳匁五分
戌六會	拾五匁壹分貳厘	午	十四會 貳拾七匁五分
亥七會	六匁四厘八毛	未	十五會 八百七十分
子八會	壹匁八分二厘四毛	メ	銀九百六拾日
銀三百六拾五匁六分貳厘貳毛	丙	三百六拾五匁六分貳厘三毛	
		五百九拾四匁三分七厘八毛	利

「懸銀」額は初回到最も多く會を重ねるにつれて漸次に遞減し「渡銀」は之に反する。故に講元の手し永年の間多くの資金が遊び之を他に轉貸すれば有利なる利殖をなすことを得る。今その利殖の計算を掲げる。

仕送 但年壹割貳分定

一銀貳百貳拾貳貫目 己 初會貳千貳百貳拾口
掛銀一口百目宛

此利銀貳拾六貫六百四拾匁

一銀百九拾九貫八百目午 貳會日右同斷
三口ノ銀四百四拾八貫四百四拾匁

此利銀五拾三貫八百拾貳匁八分

一銀百五拾九貫八百四拾目未 三會日右同斷
三口ノ銀六百六拾貳貫九拾貳匁八分

此利銀七拾九貫四百五拾壹匁壹分三厘六毛

一銀百拾壹貫八百八拾八匁申 四會日右同斷
三口ノ銀八百五拾三貫四百三拾壹匁九分三厘六毛

此利銀百貳貫四百拾壹匁八分三厘貳毛

一銀六拾七貫百三拾貳匁八分西 五會日右同斷
三口ノ銀千貳拾貳貫九百七拾六匁五分六厘八毛

此利銀百貳拾貳貫七百五拾七匁壹分八厘八毛

一銀三拾三貫五百六拾六匁四分一匁 六會日右同斷
三口ノ銀千七百七拾九貫三百匁壹分五厘六毛

此利銀百四拾壹貫五百拾六匁壹厘八毛

一銀拾三貫四百貳拾六匁五分六厘亥 七會日右同斷
三口ノ銀千三百三拾四貫貳百四拾貳匁七分三厘四毛

此利銀百六拾貫百九匁壹分貳厘八毛

一銀四貫貳拾七匁八厘子 八會日右同斷
一口ニ付壹匁八分壹厘四毛宛

一銀四貫貳拾七匁八厘子 八會日右同斷
一口ニ付壹匁八分壹厘四毛宛

一銀四貫貳拾七匁八厘子 八會日右同斷
一口ニ付壹匁八分壹厘四毛宛

一銀四貫貳拾七匁八厘子 八會日右同斷
一口ニ付壹匁八分壹厘四毛宛

一銀四貫貳拾七匁八厘子 八會日右同斷
一口ニ付壹匁八分壹厘四毛宛

一銀四貫貳拾七匁八厘子 八會日右同斷
一口ニ付壹匁八分壹厘四毛宛

一銀四貫貳拾七匁八厘子 八會日右同斷
一口ニ付壹匁八分壹厘四毛宛

三口ノ銀千四百九拾八貫三百七拾八匁九分四厘貳毛

此利銀百七拾九貫八百五拾四匁七厘三毛
元利合千六百七拾八貫百八拾四匁四分壹厘五毛

內

銀五貫五百五拾目丑 九會目二千貳百貳拾口
落銀一口ニ付貳匁五分宛

殘る銀千六百七拾貳貫六百三拾四匁四分壹厘五毛
此利銀貳百貫七百拾六匁壹分三厘

內

銀拾六貫六百五拾目寅 拾會目右同斷
一口ニ付七匁五分宛

殘る銀千八百五拾六貫七百匁五分四厘五毛
此利銀貳百貳拾貳貫八百四匁六厘五毛

內

銀貳拾七貫七百五拾匁卯 拾壹會目右同斷
一口ニ付拾貳匁五分宛

殘る銀貳千五拾壹貫七百五拾四匁六分三厘
此利銀貳百四拾六貫貳百壹匁五厘五毛

內

銀三拾八貫八百五拾匁辰 拾貳會目右同斷
一口ニ付拾七匁五分宛

殘る銀貳千貳百五拾九貫百五匁六分六厘五毛
此利銀貳百七拾壹貫九拾貳匁七分

內

銀四拾九貫九百五拾匁巳 拾三會目右同斷
一口ニ付貳拾貳匁五分宛

殘る銀貳千四百八拾貫貳百四拾八匁三分六厘五毛
此利銀貳百九拾七貫六百貳拾九匁八分四毛

內

銀四拾九貫九百五拾匁巳 拾三會目右同斷
一口ニ付貳拾貳匁五分宛

殘る銀貳千四百八拾貫貳百四拾八匁三分六厘五毛
此利銀貳百九拾七貫六百貳拾九匁八分四毛

內

銀四拾九貫九百五拾匁巳 拾三會目右同斷
一口ニ付貳拾貳匁五分宛

殘る銀貳千四百八拾貫貳百四拾八匁三分六厘五毛
此利銀貳百九拾七貫六百貳拾九匁八分四毛

内

銀六拾壹貫五拾目半 拾四會目右同歸
餘る銀貳千七百拾六貫八百拾八匁壹分六厘九毛

此利銀三百貳拾六貫拾九匁三分八厘
内

銀千九百三拾壹貫四百匁未 拾五會目右同歸
餘る銀千百拾壹貫四百拾七匁五分四厘九毛

右に依つて觀る如く、講口總數を二千二百二十口とし、「懸銀」を一口當り百目宛とすれば、初壹會の總「懸銀」は銀貳百貳拾貳貫目、之が利子は年壹割貳分として銀貳拾六貫六百四拾匁となる。貳回目の「懸銀」總額は百九拾九貫八百目、之に前年度の元利を合すれば、貳回目の放資金は銀四百四拾八貫四百四拾匁となり、之が利子は銀五拾三貫八百拾貳匁八分となり、かくの如くして八會目の終りには元利合計銀千六百七拾八貫百八拾四匁四分壹厘五毛を算す。而してかく蓄積されたる資金を、第九會目より「渡銀」の定め通りに、年々支拂ふとしても、結局銀千百拾壹貫四百四拾七匁五分四厘九毛の剩餘を生ずる。

雜錄 妙心寺の無盡講

さてかくの如き資金養成の方法は、無盡講の目的組織と異りて、寧ろ今日の銀行が行ふ預金業にも似たるものである。其の資金利殖の爲に如何なる方面に貸附せられしかば吾人の努めて知らんとする所であるが、今その資料を得ることが困難である。然し恐らく一般民間にも及べるものであらう。

五 結 言

以上に依つて、妙心寺に於ては元祿時代に既に「修覆講」があり、寶曆の頃には「互借會」が盛に興行せられ、徳川の末期に至りて諸種の無盡講の行はれしを知る。此等の無盡講の目的は或は寺院の修覆に或は救貧に或は資金の養成等にあつたことは、既に述べし所なるが、翻つて吾人は何故に妙心寺にかゝる諸種の無盡講が發達せしかを考察するに、各寺院並びに僧侶は概ね貧困にして、伽藍寺塔の經營に、或は僧侶として生活殊に法階に稟就する際の經費の支辨等に窮して、之が救濟策を講せざるをえず、加之、妙心寺はかの本願寺など、一山の宗風を異にして、經濟上直接、檀信徒に依頼するを許され

す、經濟的獨立或は所謂「經濟的自己責任」を原則として、一山を經營せざるをえざりしが故に、自ら塔頭僧侶の間に共濟的思想並びに經濟理念が發達し、恰も當時一般社會にも盛に行はれし無盡講が、この山内にも行はれて、然も諸種の様相に考案變化せしめられしものと考へる。かの純然たる營利組織として「養成講」の行はれし如きは、特に吾人の注意を惹く所である。併し吾人は之を以て妙心寺の無盡講は、共濟射倅の目的より營利目的に進化せりと斷するものでない。無盡講の史的發展の過程を論ずるには、更に多くの資料に俟たねばならぬ。茲には無盡講の體制を通じて經濟的合理主義が諸種の相を呈してゐることを述ぶるに止まる。